

「地域発 元気づくり支援金」事業手続きの流れ

1 支援金募集等に関する説明会

前年12月頃、県内各地で開催します。詳細は、県ホームページなどでもお知らせします。

2 事業申請から事業採択

1月～2月

事業計画書等の提出

- 「事業計画書」を活動拠点のある住所の市役所または町村役場に提出してください。提出された書類は、市役所または町村役場から地域振興局に提出されます。
- 事業の内容等についてのご相談は、お住まいの地域にある地域振興局企画振興課までお願いいたします。

2月～3月

ヒアリング

地域振興局の職員が、事業計画書の内容について面接等により確認します。

4月～5月

選定委員会

民間の有識者、市町村長、地域振興局長などで構成する選定委員会で採択事業を選定します。

事業の内示

事業の採択・不採択を決定し、地域振興局から申請者に通知します。

本申請（交付申請）

内示のあった事業については、「交付申請書」を地域振興局まで提出してください。

事業の採択の交付決定

- 地域振興局で内容の審査を再度実施します。
- 事業の採択（金額、留意事項等）を通知します。これを、「交付決定」といいます。

3 事業実施から事業完了、支援金の支払い

4月～翌年3月

事業実施

交付決定後に事業内容の変更等をするときには、次の手続きが必要になります。

- 変更承認申請書の提出
 - ・交付対象経費が20%以上増減する場合
 - ・事業の実施箇所等事業の主要な内容の変更が生じた場合※事業期間の延長、事業を中止する場合も手続きが必要です。
地域振興局までご相談ください。
- 概算払請求の手続き
 - ・事業完了前に支援金の交付を受けたい場合出来高に対応する支援金相当額の90%までお支払いすることが出来ます。
(1事業あたり年3回を限度といたします。)

事業完了の報告

事業が完了しましたら、「事業実績報告書」を地域振興局まで提出してください。

地域振興局職員による検査、支援金額の確定

- 地域振興局職員が提出された書類等により、事業完了の検査を行います。
- 検査合格後支援金額を確定し、通知します。

支援金の請求

確定通知が届きましたら、交付請求書を提出してください。
地域振興局から支援金を、指定口座に振り込みます。

4 事業の評価

翌年6月～10月

事業の評価の公表

実績報告時に提出していただいた「事業総括書」を県ホームページで公表します。

優良事例の表彰

選定委員会による事業の評価を実施し、魅力あふれる地域の元気づくりへの貢献が大きいと認められる事業について、表彰します。